

## 横浜市立大学学則 新旧対照表

横浜市立大学学則（新）	横浜市立大学学則（現）
平成 年 月 日 規則第 号	昭和 30 年 1 月 15 日 規則第 1 号
横浜市立大学学則を次のように定める	注 昭和 60 年 12 月から改正経過を注記した。 横浜市立大学学則を次のように定める。
横浜市立大学学則	横浜市立大学学則
目次	目次
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 2 章 大学の構成（学部等及び大学院）	第 2 章 学部等及び大学院
第 3 章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日	第 3 章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日
第 4 章 入学、退学、休学、復学、除籍、転学及び賞罰	第 4 章 入学、退学、休学、復学、除籍、転学及び賞罰
第 5 章 授業料、入学検定料及び入学金等	第 5 章 授業料、入学検定料及び入学金等
第 6 章 授業科目及び履修方法	第 6 章 授業科目及び履修方法
第 7 章 単位及び卒業	第 7 章 単位及び卒業
第 8 章 地域貢献	第 8 章 研究所、学術情報センター及び病院
第 9 章 職員組織	第 9 章 公開講座
第 10 章 運営組織	第 10 章 職員組織
第 11 章 客員教員等	第 11 章 教授会、評議会及びその他の機関
第 12 章 特別聴講学生、科目等履修生等	第 12 章 客員教員等
第 13 章 雑則	第 13 章 雑則
附則	付則
第 1 章 総則	第 1 章 総則
（目的）	（平 11 規則 20・改称）
第 1 条 横浜市立大学（以下「大学」という。）は、発展する国際都市・横浜とともに歩み、教育に重点を置き、幅広い教養と高い専門的能力の育成を目指す実践的な国際教養大学として、教養教育と専門教育を有機的に結び付け、国際都市横浜にふさわしい国際性、創造性、倫理観を持った人材を育てるとともに、教育・研究・運営が、市民・横浜市・市内産業界及び医療の分野をはじめとする多様な市民社会の要請に迅速に応えることを目的とする。	第 1 条 横浜市立大学（以下「大学」という。）は、国際港都横浜市における学術の中心として、真理の探求につとめ、学生に高い教養と専門の学術を教授し、知的、道徳的及び応用的能力に富む人材を育成するとともに、世界の平和と人類の福祉に貢献し、あわせて市民の実際生活並びに文化の向上発展に寄与することを目的とする。

## 横浜市立大学学則（新）

（自己点検評価）

第2条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 点検及び評価について必要な事項は、別に定める。

（認証評価）

第3条 大学は、教育研究等の総合的な状況について、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

2 認証評価について必要な事項は、別に定める。

### 第2章 大学の構成（学部等及び大学院）

（学部、学科、収容定員）

第4条 学部、学科及び定員は、次のとおりとする。

学部	学科	定員		
		入学定員	編入学定員	収容定員
国際総合科学部	国際総合科学科	650人		2,600人
	医学科	60人		360人
医学部	看護学科	80人	3年次 20人	360人
	計	790人	20人	3,320人

2 国際総合科学部国際総合科学科にコースを置く。

3 コースについて必要な事項は、別に定める。

4 学部に科目等履修生、特別聴講学生、学士入学者及び留学生を置くことができる。

## 横浜市立大学学則（現）

（自己点検評価）

第1条の2 大学は、教育研究水準の向上を図るとともに、大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価について必要な事項は、学長が定める。

（平11規則20・追加）

### 第2章 学部等及び大学院

（学部等）

第2条 学部、学科及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	収容定員	
		入学定員	総定員
商学部	経済学科	175人	700人
	経営学科	175人	700人
医学部	医学科	60人	360人
国際文化学部	国際関係学科	45人	180人
	日本アジア文化学科	45人	180人
	欧米文化学科	45人	180人
	人間科学科	45人	180人
理学部	要素科学科	30人	120人
	機能科学科	30人	120人
	環境理学科	30人	120人
	数理科学科	30人	120人
計		710人	2,960人

2 学部に研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、交換留学生及び学士入学者を置くことができ

横浜市立大学学則（新）	横浜市立大学学則（現）
<p>5 科目等履修生、特別聴講学生、学士入学者及び留学生に関する規定は、この規則に定めるもののほか、別に定める。</p> <p>(学生の補導、厚生等)</p> <p>第5条 学生の補導、厚生等を行うために必要な組織を置く。</p> <p>2 前項について必要な事項は、別に定める。</p> <p>(大学院)</p> <p>第6条 大学に大学院を置く。</p> <p>2 大学院に、次の研究科を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">国際総合科学研究科</p> <p style="padding-left: 2em;">医学研究科</p> <p>3 大学院学則は、別に定める。</p>	<p>る。</p> <p>3 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、交換留学生及び学士入学者に関する規定は、この規則に定めるもののほか、学長が定める。</p> <p>(昭60規則87・平4規則18・平5規則41・平6規則3・平7規則51・平10規則23・一部改正)</p> <p>(学生部)</p> <p>第2条の2 学生の補導、厚生等を行うために学生部を置く。</p> <p>2 学生部について必要な事項は、学長が定める。</p> <p>(平3規則70・追加)</p> <p>(教養部)</p> <p>第2条の3 各学部における第18条に規定する一般教育的科目の教育を行うために教養部を置く。</p> <p>2 教養部について必要な事項は、学長が定める。</p> <p>(平3規則70・旧第2条の2繰下、平7規則51・一部改正)</p> <p>(大学院)</p> <p>第2条の4 大学に大学院を置く。</p> <p>2 大学院について必要な事項は、別に定める。</p> <p>(平3規則70・旧第2条の3繰下)</p> <p>第8章 研究所、学術情報センター及び病院</p> <p>(平11規則20・改称)</p> <p>(経済研究所)</p> <p>第33条 大学に経済研究所を置く。</p> <p>(経済研究所の目的)</p> <p>第34条 経済研究所は、世界経済、国内経済、市政問題等の研究調査に従事し、あわせて横浜市の経済発展に貢献することを目的とする。</p> <p>2 経済研究所について必要な事項は、別に学長が定める。</p>

横浜市立大学学則（新）	横浜市立大学学則（現）
<p>（研究所）</p> <p>第 7 条 大学に木原生物学研究所を置く。</p> <p>2 研究所について必要な事項は、別に定める。</p>	<p>（木原生物学研究所）</p> <p>第 34 条の 2 大学に木原生物学研究所を置く。</p> <p>（木原生物学研究所の目的）</p> <p>第 34 条の 3 木原生物学研究所は、生物学の研究に従事し、あわせて生物学の振興及び研究交流に貢献することを目的とする。</p> <p>2 木原生物学研究所について必要な事項は、別に学長が定める。</p>
<p>（学術情報センター）</p> <p>第 8 条 大学に学術情報センターを置く。</p> <p>（学術情報センターの目的）</p> <p>第 9 条 学術情報センターは、学術情報の収集及び提供を通じて本学の学生、職員及び市民等の学習、教育及び研究に資することを目的とする。</p> <p>2 学術情報センターについて必要な事項は、別に定める。</p>	<p>（学術情報センター）</p> <p>第 35 条 大学に学術情報センターを置き、その分館として医学情報センターを置く。</p> <p>（昭 62 規則 38・平 11 規則 20・一部改正）</p> <p>（学術情報センターの目的）</p> <p>第 36 条 学術情報センターは、大学の職員及び学生の学術研究に資するとともに、市民の文化向上に貢献することを目的とする。</p> <p>2 学術情報センターについて必要な事項は、学長が定める。</p> <p>（平 11 規則 20・一部改正）</p>
<p>（附属の病院）</p> <p>第 10 条 大学に附属病院及び附属市民総合医療センター（以下「病院」という。）を置く。</p>	<p>（病院）</p> <p>第 37 条 医学部に附属病院及び附属市民総合医療センター（以下「病院」という。）を置く。</p> <p>（平 3 規則 56・平 9 規則 23・平 11 規則 112・一部改正）</p>
<p>（病院の目的）</p> <p>第 11 条 病院は、診療、教育及び研究の機関として、市民医療、医療人の育成及び研究等に寄与することを目的とする。</p> <p>2 病院について必要な事項は、別に定める。</p>	<p>（病院の目的）</p> <p>第 38 条 病院は、医育、研究及び医療の機関として学生の実地指導、教員の研究及び市民一般の保健に寄与することを目的とする。</p> <p>2 病院について必要な事項は、別に学長が定める。</p> <p>（平 9 規則 23・一部改正）</p>
<p>第 3 章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日</p> <p>（修業年限及び在学期間）</p> <p>第 12 条 学部の修業年限は、4 年とする。ただし、医学部医学科の修業年限は 6 年とする。</p>	<p>第 3 章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日</p> <p>（修業年限及び在学期間）</p> <p>第 3 条 学部の修業年限は、4 年とする。ただし、医学部の修業年限は 6 年とし、専門の課程（以下「専</p>

## 横浜市立大学学則（新）

2 学部の在学期間(休学期間を除く。)は、修業年限の年数の2倍を超えることができない。

(学年)

第13条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第14条 学年を分けて次の学期とする。

区分	学期	期間
国際総合科 学部	前期	4月1日から9月21日まで
	後期	9月22日から 翌年3月31日まで
医学部(除く 医学科2年次 以降)	第1学期	4月1日から8月31日まで
	第2学期	9月1日から12月31日まで
	第3学期	1月1日から3月31日まで

(休業日)

第15条 授業を行わない日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 創立記念日 6月1日

## 横浜市立大学学則（現）

門課程」という。)の4年7月と専門課程に進学するための課程(以下「進学課程」という。)の1年5月とに区分する。

2 学部の在学期間(休学期間を除く。)は、修業年限の年数の2倍を超えることができない。

(平4規則18・平7規則51・平10規則23・一部改正)

(学年)

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第5条 学年を分けて次の学期とする。ただし、医学部進学課程の最終学期の期間については、4月1日から8月31日までとする。

区分	学期	期間
商学部 医学部進学課程	前期	4月1日から9月21日まで
	後期	9月22日から 翌年3月31日まで
国際文化学部 理学部	第1学期	4月1日から8月31日まで
医学部専門課程	第1学期	4月1日から8月31日まで
	第2学期	9月1日から12月31日まで
	第3学期	1月1日から3月31日まで

(平5規則41・平7規則51・平15規則31・一部改正)

(休業日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 創立記念日 6月1日

横浜市立大学学則（新）	横浜市立大学学則（現）
<p>(4) 春季休業 4月1日から4月5日まで  (5) 夏季休業 8月1日から9月21日まで  (6) 冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで  (7) その他教育研究審議会が必要と認める日</p> <p>2 学部の事情により、前項第4号から第6号までに定める休業期間を変更することができる。</p>	<p>(4) 春季休業 4月1日から4月5日まで  (5) 夏季休業 8月1日から9月21日まで  (6) 冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで  (7) その他学長が必要と認める日</p> <p>2 学長は、学部の事情により、前項第4号から第6号までに定める休業期間を変更することができる。</p>
<p>(平5規則41・平15規則31・一部改正)</p>	<p>(平5規則41・平15規則31・一部改正)</p>
<p>第4章 入学、退学、休学、復学、除籍、転学及び賞罰</p>	<p>第4章 入学、退学、休学、復学、除籍、転学及び賞罰</p>
<p>(入学資格)</p>	<p>(入学志願者の資格)</p>
<p>第16条 入学志願者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条に定める資格を有する者でなければならない。</p>	<p>第7条 入学志願者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条に定める資格を有する者でなければならない。</p>
<p>(入学志願手続)</p>	<p>(平4規則18・一部改正)</p>
<p>第17条 大学への入学を志願する者は、所定の期日までに、別に定める入学願書及び必要書類に検定料を添えて願い出なければならない。</p>	
<p>(入学者の選考)</p>	<p>(入学者の決定等)</p>
<p>第18条 入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。</p>	<p>第8条 入学志願者については、選考により合格者を決定し、入学を許可する。</p>
<p>(入学者の決定及び入学手続)</p>	<p>第9条 病気その他やむを得ない事情のため、3月以上修学することができない者は、学長に対し、その理由を付した書面を提出して、休学を申し出ることができる。</p>
<p>第19条 入学志願者については、選考の結果に基づき合格者を決定し、入学を許可する</p>	<p>2 前項の合格者は、学長の定める手続を指定の期日までに完了しなければならない。</p>
<p>2 合格者は、別に定める手続を指定の期日までに完了しなければならない。</p>	<p>2 前項の合格者は、学長の定める手続を指定の期日までに完了しなければならない。</p>
<p>3 正当な理由がなく前項の手続をしない者は、入学を許可しない。</p>	<p>2 正当な理由がなく前項の手続をしない者は、入学を許可しない。</p>
<p>(休学)</p>	<p>(休学)</p>
<p>第20条 教育上有益と認められる理由のため、又は病気その他やむを得ない事情により、3月以上本学で修学することができない者は、学長に対し、その理由を付した書面を提出して、休学を申し出ることができる。</p>	<p>2 前項の申出があったときは、学長は、教授会の議を経て、これを許可することができる。</p>
<p>2 前項の申出があったときは、学長は、教授会の議</p>	<p>2 前項の申出があったときは、学長は、教授会の議を経て、これを許可することができる。</p>

横浜市立大学学則（新）	横浜市立大学学則（現）
<p>を経て、これを許可することができる。</p> <p>3 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情があると認めるときは、通算して4年（学士入学者及び医学部看護学科編入者にあつては2年）を限度として休学を許可することができる。</p> <p>（復学）</p> <p>第21条 休学の事由が消滅した者は、学長に対し、その理由を付した書面を提出して、復学を申し出ることができる。</p> <p>2 前項の申出があつたときは、学長は、教授会の議を経て、相当年次への復学を許可することができる。</p> <p>（退学）</p> <p>第22条 病気その他やむを得ない事情のため、退学しようとする者は、学長に対し、その理由を付した書面を提出して、退学を申し出ることができる。</p> <p>2 前項の申出があつたときは、学長は、教授会の議を経て、これを許可することができる。</p> <p>3 学長は、授業料を所定の期日までに納付しない者を、教授会の議を経て、退学させることができる。</p> <p>（除籍）</p> <p>第23条 学長は、次のいずれかに該当する者を、教授会の議を経て、除籍する。</p> <p>(1) 第12条第2項に定める在学期間を超えた者</p> <p>(2) 第20条第3項に定める休学期間を超えた者</p> <p>(3) 死亡した者</p> <p>（再入学）</p> <p>第24条 第22条の規定により退学した者で再入学しようとする者は、学長に対し、その理由を付した書面を提出して、再入学を申し出ることができる。</p> <p>2 前項の申出があつたときは、学長は、教授会の議</p>	<p>3 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情があると認めるときは、通算して4年（医学部にあつては、6年）を限度として休学を許可することができる。</p> <p>（平10規則23・全改）</p> <p>（復学）</p> <p>第10条 休学の事由が消滅した者は、学長に対し、その理由を付した書面を提出して、復学を申し出ることができる。</p> <p>2 前項の申出があつたときは、学長は、教授会の議を経て、相当年次への復学を許可することができる。</p> <p>（平10規則23・全改）</p> <p>（退学）</p> <p>第10条の2 病気その他やむを得ない事情のため、退学しようとする者は、学長に対し、その理由を付した書面を提出して、退学を申し出ることができる。</p> <p>2 前項の申出があつたときは、学長は、教授会の議を経て、これを許可することができる。</p> <p>（平10規則23・追加）</p> <p>（除籍）</p> <p>第11条 学長は、次のいずれかに該当する者を、教授会の議を経て、除籍する。</p> <p>(1) 第3条第2項に定める在学期間を超えた者</p> <p>(2) 第9条第3項に定める休学期間を超えた者</p> <p>(3) 死亡した者</p> <p>2 学長は、授業料を所定の期日までに納付しない者を、教授会の議を経て、除籍することができる。</p> <p>（平10規則23・全改）</p> <p>（再入学）</p> <p>第11条の2 大学を退学し、又は除籍された者で再入学しようとするものは、学長に対し、その理由を付した書面を提出して、再入学を申し出ることができる。</p> <p>2 前項の申出があつたときは、学長は、教授会の議</p>

横浜市立大学学則（新）	横浜市立大学学則（現）
<p>を経て、相当年次への再入学を許可することができる。</p> <p>3 再入学を許可された者の既に大学において修得した授業科目の取扱い及び修業年限については、学長が教授会の議を経て、決定する。</p> <p>（転学）</p> <p>第 25 条 他の大学に転学しようとし、又はそのため入学試験を受けようとする者は、その理由を付した書面を提出して、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。</p> <p>（転学部）</p> <p>第 26 条 学内の転学部については、学長が教授会の議を経て、決定する。</p> <p>（転学科）</p> <p>第 27 条 学内の転学科については、学長が教授会の議を経て、決定する。</p> <p>（留学）</p> <p>第 28 条 外国の大学で学修することを希望する者は、学長の許可を得て留学することができる。</p> <p>（2）前項による留学期間は、第 12 条に定める修業年限に算入する。</p> <p>（学士入学者）</p> <p>第 29 条 次の各号の一に該当する者を、学士入学者として選考により入学を許可することができる。</p> <p>(1) 大学の 1 学部を卒業し、さらに他の学部又は同一学部に入學を志願する者</p> <p>(2) 他の大学を卒業し、大学の学部に入學を志願する者</p> <p>2 医学部医学科にあつては、大学の他の学部又は他の大学を卒業した者で、学長が共通教養科目と同等の科目を履修したものと認定した者を、学士入学者</p>	<p>を経て、相当年次への再入学を許可することができる。</p> <p>3 再入学を許可された者の既に大学において修得した授業科目の取扱い及び修業年限については、学長が教授会の議を経て、決定する。</p> <p>（平 10 規則 23・追加）</p> <p>（転学及び転入学）</p> <p>第 13 条 他の大学に転学しようとし、又はそのため入学試験を受けようとする者は、その理由を付した書面を提出して、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 学外からの転入学については、学長が教授会の議を経て、決定する。</p> <p>（平 10 規則 23・一部改正）</p> <p>（転学部及び転学科）</p> <p>第 12 条 学内の転学部及び転学科については、学長が教授会の議を経て、決定する。</p> <p>（平 10 規則 23・全改）</p> <p>（学士入学者）</p> <p>第 13 条の 2 次の各号の一に該当する者は、学士入学者として選考により入学を許可する。</p> <p>(1) 大学の 1 学部を卒業し、さらに他の学部または同一学部に入學を志願する者</p> <p>(2) 他の大学を卒業し、大学の学部に入學を志願する者</p> <p>2 医学部にあつては、大学の他の学部または他の大学を卒業した者で、学長が進學課程と同等の課程を履修したものと認定したものを、学士入学者として</p>





## 横浜市立大学学則（新）

- (2) 性行不良で改善の見込がないと認められる者  
 (3) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者  
 (4) 正当の理由がなくて出席常でない者  
 (5) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 懲戒は戒告、停学及び、退学とする。

3 懲戒について必要な事項は、別に定める。

### 第5章 授業料、入学検定料及び入学金等

(授業料等)

第35条 学生、科目等履修生及び特別聴講学生は、大学の授業料等に関する規程の定めるところにより、入学金、授業料、聴講料、科目等履修料等を納めなければならない。

### 第6章 授業科目及び履修方法

(授業科目)

第36条 授業科目は、次の科目に分ける。

学部	共通教養科目	専門教養科目等
国際総合 科学部	共通教養科目	専門教養科目
医学部 医学科	共通教養科目	専門教育科目
医学部 看護学科	共通教養科目	専門基礎科目 専門科目

## 横浜市立大学学則（現）

- (2) 性行不良で改善の見込がないと認められる者  
 (3) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者  
 (4) 正当の理由がなくて出席常でない者  
 (5) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 懲戒は戒告、停学及び退学とする。

### 第5章 授業料、入学検定料及び入学金等

(入学志願者等の入学検定料等の納付)

第16条 入学志願者、学生、研究生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生は、横浜市立の大学の授業料等に関する条例(昭和27年3月横浜市条例第10号)及び横浜市立の大学の授業料等に関する条例施行規則(昭和27年4月横浜市規則第39号)の定めるところにより、それぞれ入学検定料、入学金、授業料、研究料、科目等履修料、聴講料等を納めなければならない。

(平6規則3・平7規則51・平10規則23・一部改正)

第17条 削除

### 第6章 授業科目及び履修方法

(授業科目)

第18条 授業科目は、次の科目に分ける。

学部	一般教育的科目	専門教育科目等
商学部	一般教養的科目、 外国語科目及び 保健体育科目	専門教育科目
医学部	一般教養的科目、 外国語科目、保健 体育科目及び基 礎教育科目	専門教育科目
国際文化学 部	一般教養的科目 及び基礎科目の うち基礎外国語	専門科目及び基礎 科目(基礎外国語 を除く。)
理学部	一般教養的科目	専門科目及び共通

**横浜市立大学学則（新）**

（履修）

第 37 条 学生は、前条に規定する授業科目を履修する。

（履修年限、履修規則）

第 38 条 国際総合科学部は修業課程を 1 年次及び 2 年次から 4 年次に分け、1 年次においては、共通教養科目を履修する。2 年次から 4 年次においては、共通教養科目に加えて専門教養科目を履修する。

2 医学部医学科は、学部の修業課程を 1 年次及び 2 年次から 6 年次に分け、1 年次においては、共通教養科目を履修する。2 年次から 6 年次においては、専門教育科目を履修する。医学部看護学科は、学部の修業課程を 1 年次及び 2 年次から 4 年次に分け、1 年次においては、共通教養科目を履修する。2 年次から 4 年次においては、専門基礎科目及び専門科目を履修する。

3 履修方法は、別に定める。

（履修科目の申請）

第 39 条 学生は、学期の始めに、その学期中に履修しようとする学科目を学部長に申請して許可を受けなければならない。ただし、医学部医学科の 2 年次以降の学生は、学年の始めに、その学年中に履修しようとする学科目を学部長に申請して許可を受けなければならない。

（履修科目の登録の上限）

第 40 条 学部長は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が取得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めることができる。

2 学部長は、別に定めるところにより、所定の単位

**横浜市立大学学則（現）**

並びに共通基礎 科目のうち外国 語及び保健体育	基礎科目(外国語 及び保健体育を除 く。)
-------------------------------	-----------------------------

（平 7 規則 51・全改）

（履修）

第 19 条 学生は、前条に規定する授業科目を履修する。

（履修科目の申請）

第 28 条 学生は、学年の始めに、その学年中に履修しようとする学科目を学部長に申請して許可を受けなければならない。



横浜市立大学学則（新）	横浜市立大学学則（現）
<p>第 45 条 学生が他の大学の授業科目を履修することが教育上有益と認められるときは、教授会の議を経て、当該大学と協議の上、学長がこれを許可することができる。</p> <p>2 他の大学の授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>第 27 条の 2 学生が他の大学の授業科目を履修することが教育上有益と認められるときは、教授会の議を経て、当該大学と協議の上、学長がこれを許可することができる。</p> <p>2 他の大学の授業科目の履修に関し必要な事項は、学長が定める。</p> <p>（平 10 規則 23・追加）</p>
<p>第 7 章 単位及び卒業 （単位）</p>	<p>第 7 章 単位及び卒業 （単位）</p>
<p>第 46 条 履修科目については、試験の上単位を与える。</p> <p>2 前項の規定は、医学部医学科の 2 年次以降の履修科目については適用しない。</p> <p>（単位認定及び授与）</p>	<p>第 29 条 履修科目については、試験の上単位を与える。</p> <p>2 前項の規定は、医学部専門課程には適用しない。</p>
<p>第 47 条 単位認定及び授与は、各学部において行う。</p> <p>（他大学等での修得単位の認定等）</p>	<p>（他大学等での修得単位の認定等）</p>
<p>第 48 条 各学部の教授会が教育上有益と認めるときは、入学前若しくは入学後に大学若しくは他の大学（短期大学並びに外国の大学及び短期大学を含む。）で修得した単位を当該学部で修得したものとみなし、又は入学前若しくは入学後に行った大学以外の教育施設等における学修（学外検定試験等における成果に係る学修を含む。）を当該学部における授業科目の履修とみなして単位を与えることができる。この場合において、修業年限を短縮することはできない。</p> <p>2 前項の規定により、当該学部で修得したものとみなし、及び当該学部における授業科目の履修とみなして与えることができる単位数の合計は、60 単位を超えない範囲で教育研究審議会が定めた単位数を超えないものとする。</p> <p>（成績の評価）</p>	<p>第 29 条の 2 各学部の教授会が教育上有益と認めるときは、入学前若しくは入学後に大学若しくは他の大学（短期大学並びに外国の大学及び短期大学を含む。）で修得した単位を当該学部で修得したものとみなし、又は入学前若しくは入学後に行った大学以外の教育施設等における学修（学外検定試験等における成果に係る学修を含む。）を当該学部における授業科目の履修とみなして単位を与えることができる。この場合において、修業年限を短縮することはできない。</p> <p>2 前項の規定により、当該学部で修得したものとみなし、及び当該学部における授業科目の履修とみなして与えることができる単位数の合計は、60 単位を限度として当該学部の教授会が定めた単位数を超えないものとする。</p> <p>（平 14 規則 13・全改）</p>

横浜市立大学学則（新）	横浜市立大学学則（現）
<p>第 49 条 履修科目の評価と修了の認定は、実施した            考查、授業の出欠状況及びその他の審査等の総合評            価によるものとし、合格した者には所定の単位を与            える。</p> <p>2 考查は、試験、論文、報告書等により行う。</p> <p>（卒業の要件）</p> <p>第 50 条 大学の卒業の要件は、第 12 条に規定する            期間以上在学し、所定の単位を修得することとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科において            は、共通教養科目について所定の単位を修得し、2            年次以降において所定の科目を履修し、正規の試験            に合格することとする。</p> <p>（卒業の認定）</p> <p>第 51 条 卒業の認定は、教授会の議を経て学長が行            う。</p> <p>（学位の授与）</p> <p>第 52 条 大学を卒業した者には、次の区分に従って            学士の学位を授与する。</p> <p>国際総合科学部 学士(国際教養学)、学士(経営学)、            学士(経済学)、学士(会計学)、学士(理学)又は学            士(学術)</p> <p>医学部 学士(医学)、学士(看護学)</p>	<p>（卒業の要件）</p> <p>第 30 条 大学の卒業の要件は、第 3 条第 1 項に規定            する期間以上在学し、商学部、国際文化学部及び理            学部においては所定の単位を修得し、かつ、学士試            験に合格することとし、医学部においては所定の科            目を履修し、正規の試験に合格することとする。</p> <p>（平 4 規則 18・追加、平 7 規則 51・一部改正）</p> <p>（卒業の認定）</p> <p>第 31 条 卒業及び医学部進学課程の修了の認定は、            各学部の教授会の議を経て学長が行う。</p> <p>（平 4 規則 18・旧第 30 条線下）</p> <p>（学位の授与）</p> <p>第 32 条 大学を卒業した者には、次の区分に従って            学士の学位を授与する。</p> <p>商学部 学士(経済学)、学士(社会学)、学士(経営            学)、学士(会計学)又は学士(経営法学)</p> <p>医学部 学士(医学)</p> <p>国際文化学部 学士(国際学)又は学士(文学)</p> <p>理学部 学士(理学)</p> <p>（平 4 規則 18・全改、平 7 規則 51・一部改正）</p>
<p>第 8 章 地域貢献</p> <p>（地域貢献）</p> <p>第 53 条 第 1 条に規定する目的を達するため、各号            の事業を実施する。</p> <p>(1) 生涯学習講座</p> <p>(2) 産学連携事業</p> <p>(3) 第 9 条に規定する事業</p> <p>(4) 第 11 条に規定する事業</p> <p>(5) その他地域貢献に資する事業</p>	<p>第 9 章 公開講座</p> <p>（公開講座）</p> <p>第 39 条 市民の教養及び文化の向上に資するため、            大学に公開講座を設けることができる。</p> <p>2 公開講座について必要な事項は、別に学長が定め            る。</p>

横浜市立大学学則（新）	横浜市立大学学則（現）
<p>2 前項各号について必要な事項は、別に定める。</p> <p>（大学広報）</p> <p>第54条 大学としての広報を計画的に推進する。</p> <p>2 大学広報について必要な事項は、別に定める。</p> <p>第9章 職員組織</p> <p>（教員組織）</p> <p>第55条 大学に次の職員を置く。</p> <p>(1) 学長、副学長、学部長、学科長、共通教養長、コース長、カリキュラム長</p> <p>(2) 研究院長、副研究院長、木原生物学研究所長、学術情報センター長</p> <p>(3) 病院長及び副病院長</p> <p>(4) 教授、助教授及び助手</p> <p>2 大学に講師を置くことができる。</p> <p>3 助教授及び講師を総称して準教授と呼ぶ。</p> <p>（事務組織）</p> <p>第56条 大学の事務は、事務局において行う。</p> <p>2 事務局の組織については別に定める。</p> <p>（代理）</p> <p>第57条 学長、学部長、木原生物学研究所長、学術情報センター長又は病院長に事故があるとき、又はこれらの者が欠けたときは、その職務を代理する者を置くことができる。</p> <p>（学長）</p> <p>第58条 学長は、教育及び研究全般の事項を統括す</p>	<p>第10章 職員組織</p> <p>（職員）</p> <p>第40条 大学に次の職員を置く。</p> <p>(1) 学長、副学長、学部長、学生部長、教養部長、教授、助教授、講師及び助手</p> <p>(2) 経済研究所長、木原生物学研究所長、学術情報センター長及び病院長</p> <p>(3) 事務局長、担当理事、部長、担当部長、部次長、課長、担当課長、課長補佐、係長、担当係長、主任及び副主任</p> <p>(4) 事務職員、技術職員、医務職員その他必要な職員</p> <p>（昭62規則62・平3規則70・平9規則23・平11規則20・平15規則31・一部改正）</p> <p>（経済研究所長及び木原生物学研究所長の職）</p> <p>第40条の2 経済研究所長に補された者が学部若しくは木原生物学研究所に勤務を命ぜられている者である場合又は木原生物学研究所長に補された者が学部若しくは経済研究所に勤務を命ぜられている者である場合は、兼ねて経済研究所又は木原生物学研究所に勤務を命ぜられたものとする。</p> <p>2 前項の経済研究所長及び木原生物学研究所長は、主としてその職務に従事するものとする。</p> <p>（代理）</p> <p>第40条の3 学長、学部長、学生部長、教養部長、経済研究所長、木原生物学研究所長又は学術情報センター長に事故があるとき、又はこれらの者が欠けたときは、その職務を代理する者を置くことができる。</p> <p>（平3規則70・平11規則20・一部改正）</p>

横浜市立大学学則（新）	横浜市立大学学則（現）
<p>る。</p> <p>（副学長）</p> <p>第 59 条 副学長は、学長を補佐する。</p> <p>（学部長）</p> <p>第 60 条 学部に学部長を置く。</p> <p>2 学部長は学部の管理運営及び当該学部の業務に従事する教員を統括する。</p> <p>3 学部長は、学部運営会議の議を経て、以下の事項について決定する。</p> <p>(1) 学部の管理運営に関すること</p> <p>(2) カリキュラム全般についての管理・調整に関して教授会への発議に関すること</p> <p>(3) 学部に配付された予算に関すること</p> <p>(4) 学部における教員人事及び共通教養長、コース長又はカリキュラム長から発議された教員人事の学長への提案に関すること</p> <p>(5) 学生の成績及び進級の管理に関して教授会への発議に関すること</p> <p>(6) 学部における教員の配置に関して研究院長との調整に関すること</p> <p>（学科長）</p> <p>第 61 条 学科に学科長を置く。</p> <p>2 学科長は、学科の管理運営及び当該学科の業務に従事する教員を統括する。</p> <p>3 国際総合科学科長は、国際総合科学部長が兼任する。</p> <p>4 医学部医学科長及び医学部看護学科長は、学部運営会議の議を経て、以下の事項について決定する。</p> <p>(1) カリキュラム全般についての管理・調整に関して学部長への発議に関すること</p> <p>(2) 学科に配付された予算に関すること</p> <p>(3) 学科における教員人事及びカリキュラム長から発議された教員人事の学部長への発議に関すること</p> <p>(4) 学科における教員配置に関して学部長への発議に関すること</p> <p>(5) その他学科の管理運営に関すること</p>	



横浜市立大学学則（新）	横浜市立大学学則（現）
<p>(共通教養長)</p> <p>第 62 条 国際総合科学部に共通教養長を置く。</p> <p>2 共通教養長は、共通教養の管理運営に関する業務及び共通教養の業務に従事する教員を統括する。</p> <p>3 共通教養長は、共通教養会議の議を経て、以下の事項について決定する。</p> <p>(1) 共通教養科目に関するカリキュラムの編成に関して学部長への発議に関すること</p> <p>(2) 共通教養に係わる教員人事の学部長への発議に関すること</p> <p>(3) 共通教養に係わる教員配置に関して学部長への発議に関すること</p> <p>(4) 学生の成績及び進級の管理に関して学部長への発議に関すること</p> <p>(5) 学生教育費のうち共通教養に係る予算に関して学部長への発議に関すること</p> <p>(6) その他全学の教養教育に関すること</p> <p>(コース長)</p> <p>第 63 条 コースにコース長を置く。</p> <p>2 コース長は、コースの管理運営に関する業務及び当該コースの業務に従事する教員を統括する。</p> <p>3 コース長はコース会議の議を経て、以下の事項について決定する。</p> <p>(1) コースに関するカリキュラムの編成について学部長への発議に関すること</p> <p>(2) コースに係わる教員人事の学部長への発議に関すること</p> <p>(3) コースに係わる教員配置に関して学部長への発議に関すること</p> <p>(4) 学生の成績及び進級の管理について学部長への発議に関すること</p> <p>(5) 学生教育費のうちコースに係る予算に関して学部長への発議に関すること</p> <p>(6) その他コースの運営に関すること</p> <p>(カリキュラム長)</p> <p>第 64 条 医学部医学科及び医学部看護学科にカリキュラム長を</p>	

横浜市立大学学則（新）	横浜市立大学学則（現）
<p>置く。</p> <p>2 カリキュラム長は、カリキュラムの管理運営に関する業務及び当該業務に従事する教員を統括する。</p> <p>3 カリキュラム長は、カリキュラム会議の議を経て、以下の事項について決定する。</p> <p>(1) カリキュラムの編成に関してカリキュラム運営会議へ発議すること</p> <p>(2) カリキュラムに係わる教員人事の学科長への発議に関すること</p> <p>(3) カリキュラムに係わる教員配置について学科長への発議に関すること</p> <p>(4) 学生の成績及び進級の管理に関して学科長への発議に関すること</p> <p>(5) 学生教育費のうちカリキュラムに係る予算に関して学部長への発議に関すること</p> <p>(6) その他カリキュラムの運営に関すること</p> <p>4 カリキュラムの名称、分担等については別に定める。</p> <p>(教授)</p> <p>第 65 条 学部及び大学院研究科教授は、教育及び研究指導を担当する。</p> <p>(準教授)</p> <p>第 66 条 学部及び大学院研究科準教授は、教授を補佐して教育及び研究指導を担当する。</p> <p>(助手)</p> <p>第 67 条 助手は、教授又は準教授の指導を受け学術に関する職務に服する。</p> <p>(研究院長)</p> <p>第 68 条 研究院に研究院長を置く。</p> <p>2 研究院長は、研究院を管理運営し、研究に関する重要事項を教育研究会議に発議する。</p> <p>(副研究院長)</p> <p>第 69 条 研究院に、副研究院長を置く。</p> <p>2 副研究院長は、研究院長を補佐する。</p> <p>(病院長)</p> <p>第 70 条 病院に病院長を置く。</p>	

横浜市立大学学則（新）	横浜市立大学学則（現）
<p>2 病院長は、病院の管理運営及び所属する教職員を統括する。 （副病院長）</p> <p>第71条 病院に副病院長を置く。</p> <p>2 副病院長は、病院長を補佐する。</p> <p>第10章 運営組織 （教育研究審議会）</p> <p>第72条 大学に、教育研究審議会を置く。</p> <p>2 教育研究審議会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 学長 (2) 副学長 (3) 学長が定める教育研究上の重要な組織の長 (4) 大学の附属病院の長 (5) 公立大学法人横浜市立大学（以下「法人」という。）の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、学長が指名するもの</p> <p>3 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 中期目標について市長に述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの</p> <p>(2) 地方独立行政法人法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育研究に関するもの</p> <p>(3) 学生の円滑な修学、進路選択等に必要な助言、指導その他の支援に関する事項</p> <p>(4) 学生の入学、卒業その他学生の在籍に関する方針及び学位に関する方針に関する事項</p> <p>(5) 教育課程の編成に関する事項</p> <p>(6) 教育研究の状況の自己点検及び評価に関する事項</p> <p>(7) その他教育研究に関する重要事項</p> <p>（人事委員会の設置）</p> <p>第73条 学長の諮問機関として人事委員会を置く。</p>	

横浜市立大学学則（新）	横浜市立大学学則（現）
<p>（人事委員会の目的）</p> <p>第74条 人事委員会は、教育と研究の水準の向上を図るため、全学的な視点にたつて、より優秀な人材を招聘し、確保する仕組みとして機能すること及び全教員を対象とした公募制、任期制による教員人事を、公正性・透明性・客観性をもって行い、教員人事の活性化、適正化を図ることを目的とする。</p> <p>（教授会）</p> <p>第75条 大学各学部に教授会を置く。</p> <p>2 教授会の運営に関することは別に定める。</p> <p>（教授会の代議員会）</p> <p>第76条 教授会は、その定めるところにより、教授会に属する教員のうちの一部の者をもって構成される代議員会を置く。</p> <p>2 代議員会の議決をもって、教授会の議決とする。</p> <p>（教授会の審議事項）</p> <p>第77条 学部教授会は、以下の事項を審議する。</p> <p>(1) 入学、進級、卒業、休学、復学、退学、除籍、再入学、転学、転学部、転学科、留学、学士入学等学生の身分に関すること</p> <p>(2) 学部運営会議から付議された、その他学部の教育に関すること</p>	<p>第11章 教授会、評議会及びその他の機関</p> <p>（教授会）</p> <p>第41条 学部、経済研究所及び木原生物学研究所に教授会を置く。</p> <p>2 学部長、経済研究所長及び木原生物学研究所長は、教授会を招集し、その議長となる。</p> <p>（教授会の組織）</p> <p>第42条 教授会は、教授をもって組織する。ただし、教授会の議決を経て、その他の職員を加えることができる。</p> <p>（教授会の審議事項）</p> <p>第43条 学部教授会の審議する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学科目及び課程に関すること。</p> <p>(2) 学生の身分、学修及び補導に関すること。</p> <p>(3) 教育及び研究に関する施設の設置または廃止に関すること。</p> <p>(4) その他学部における重要なこと。</p> <p>2 経済研究所教授会の審議する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 経済研究所の事業に関すること。</p> <p>(2) その他経済研究所における重要なこと。</p> <p>3 木原生物学研究所教授会の審議する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 木原生物学研究所の事業に関すること。</p> <p>(2) その他木原生物学研究所における重要なこと。</p> <p>4 教授会は、前3項に掲げる事項のほか、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号。以下「特例法」という。)の規定により、その権限に属せしめられた事</p>

横浜市立大学学則（新）	横浜市立大学学則（現）
<p>（教授会の議事等）</p> <p>第 78 条 教授会の議事及び運営について必要な事項は、教授会に諮りそれぞれ学部長が定める。</p> <p>（学部運営会議）</p> <p>第 79 条 学部、学部における学務のすべてを審議するため学部運営会議を置く。</p> <p>2 学部運営会議の審議事項、構成及び運営に関することは、別に定める。</p> <p>（学科運営会議）</p> <p>第 80 条 医学部に学科における学務のすべてを審議し、学部運営会議へ発議するため学科運営会議を置く。</p> <p>2 学科運営会議の審議事項、構成及び運営に関することは、別に定める。</p> <p>（共通教養会議）</p> <p>第 81 条 国際総合科学部に全学の共通教養のカリキュラム等に関する事項を審議するため、共通教養会議を置く。</p> <p>2 共通教養会議の審議事項、構成及び運営に関することは、別に定める。</p> <p>（コース会議及びカリキュラム運営会議）</p> <p>第 82 条 国際総合科学部にコースのカリキュラム等に関する事項を審議するため、コース会議を置く。</p> <p>2 医学部の学科に、カリキュラム等に関する事項を審議するため、カリキュラム運営会議を置く。</p> <p>3 コース会議及びカリキュラム運営会議の審議事項、構成及び運営に関することは、別に定める。</p> <p>（研究院）</p> <p>第 83 条 大学に教員が研究を行う組織として研究院を置く。</p> <p>2 研究院について必要な事項は別に定める。</p> <p>（施設管理）</p> <p>第 84 条 大学全体で使用する施設については、法人</p>	<p>項をつかさどる。</p> <p>（教授会の議事等）</p> <p>第 44 条 教授会の議事及び運営について必要な事項は、教授会に諮りそれぞれ学部長、経済研究所長及び木原生物学研究所長が定める。</p>

横浜市立大学学則（新）	横浜市立大学学則（現）
<p>が管理するものとする。</p>	<p>（一般教育委員会）</p> <p>第 44 条の 2 教養部に一般教育委員会を置く。</p> <p>2 教養部長は、一般教育委員会を招集し、その議長となる。</p> <p>（一般教育委員会の組織）</p> <p>第 44 条の 3 一般教育委員会は、各学部から選出された委員をもって組織する。</p> <p>2 委員の数は、各学部ごとに次に定めるところによる。</p> <p>(1) 一般教育的科目の教員以外の教員 5 人</p> <p>(2) 一般教育的科目の教員 一般教育委員会が必要と認めた数</p> <p>（平 7 規則 51・一部改正）</p> <p>（一般教育委員会の審議事項）</p> <p>第 44 条の 4 一般教育委員会は、次の事項を審議する。</p> <p>(1) 一般教育の基本方針に関すること。</p> <p>(2) 学科目に関すること。</p> <p>(3) 試験に関すること。</p> <p>(4) 各学部長の諮問に関すること。</p> <p>(5) その他一般教育的科目の教育上必要なこと。</p> <p>（平 7 規則 51・一部改正）</p> <p>（一般教育委員会の議事等）</p> <p>第 44 条の 5 一般教育委員会の議事並びに運営について必要な事項は、教養部長が定める。</p> <p>（評議会）</p> <p>第 45 条 大学に評議会を置く。</p> <p>2 学長は、評議会を招集し、その議長となる。</p> <p>（評議会の組織）</p> <p>第 46 条 評議会は、学長、副学長及び次に掲げる評議員をもって組織する。</p> <p>(1) 学部長、学生部長及び教養部長</p> <p>(2) 各学部選出の教授各 2 人</p> <p>(3) 大学院の各研究科の科長又は教員各 1 人</p>

横浜市立大学学則（新）	横浜市立大学学則（現）
	<p>(4) 経済研究所長、木原生物学研究所長、学術情報センター長及び病院長</p> <p>(5) 横浜市立大学看護短期大学部部长</p> <p>2 前項第2号の評議員の任期は1年とし、各学部ごとに教授会において当該学部の教授のうちから選出した者について学長が任命する。</p> <p>(平成規則40・平3規則70・平7規則51・平11規則20・平15規則31・一部改正)</p> <p>(評議会の審議事項)</p> <p>第47条 評議会の審議する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学則その他重要な規程の制定または改廃に関すること。</p> <p>(2) 人事の基準に関すること。</p> <p>(3) 予算の見積に関すること。</p> <p>(4) 学部、学科、研究所その他重要な施設の設置または改廃に関すること。</p> <p>(5) 学生の定員に関すること。</p> <p>(6) 各学部その他の機関の連絡調整に関すること。</p> <p>(7) 学生の補導厚生に関すること。</p> <p>(8) その他大学の運営に関する重要なこと。</p> <p>2 評議会は前項に掲げる事項のほか、特例法の規定により、その権限に属せしめられた事項をつかさどる。</p> <p>(幹事、書記)</p> <p>第48条 評議会に幹事及び書記を置く。</p> <p>2 幹事は、事務局長があたり、事務局長事故あるときは、総務部長がこれにあたる。</p> <p>3 書記は、幹事の命を受けて事務に従事する。</p> <p>(評議会の議事等)</p> <p>第49条 評議会の議事並びに運営について必要な事項は、評議会にはかり学長が定める。</p> <p>(教務協議会)</p> <p>第50条 大学に教務協議会を置く。</p> <p>2 教務協議会は、次に掲げる者について学長が任命</p>

横浜市立大学学則（新）	横浜市立大学学則（現）
<p>第 11 章 客員教員等 （客員教員等）</p> <p>第 85 条 学外の学術研究者との交流を図ることに より、学術の進展に寄与するため、大学において教 育又は研究に従事しようとする学外の研究者を客員 教員、客員研究員その他研究員（以下、「客員教員 等」という。）として受け入れることができる。</p>	<p>する教務協議員をもって組織する。</p> <p>(1) 学部ごとに教授会で選考した者 (2) 大学院の研究科ごとに研究科委員会で選考し た者 (3) 一般教育委員会で選考した者 (4) その他学長が必要と認めた者</p> <p>3 教務協議会は、一般教育的科目のほか全学的規模 に関する教務事項を企画審議し、かつ、各学部、各 研究科等との間の連絡調整に当たる。</p> <p>(平 7 規則 51・平 13 規則 92・一部改正)</p> <p>(学生生活協議会)</p> <p>第 51 条 大学に学生生活協議会を置く。</p> <p>2 学生生活協議会は、各学部ごとに教授会で選考し た者について、学長が任命する学生生活協議員をも って組織する。</p> <p>3 学生生活協議会は、学生の補導厚生に関する事項 を企画審議し、かつ各学部間の連絡調整にあたる。</p> <p>(保健協議会)</p> <p>第 52 条 大学に保健協議会を置く。</p> <p>2 保健協議会は、各学部ごとに教授会で選考した者 及び学長が必要と認めた者について学長が任命する 保健協議員をもって組織する。</p> <p>3 保健協議会は、学生及び職員の体育、衛生に関す る事項を企画審議する。</p> <p>第 53 条 前 3 条の規定により定める事項のほか、教 務協議会、学生生活協議会及び保健協議会について 必要な事項は、別に学長が定める。</p> <p>第 12 章 客員教員等 (平 14 規則 51・改称)</p> <p>(客員教員等)</p> <p>第 54 条 学外の学術研究者との交流を図ることに より、学術の進展に寄与するため、大学において教 育又は研究に従事しようとする学外の研究者を客員 教員、客員研究員その他研究員(以下「客員教員等」 という。)として受け入れることができる。</p>



横浜市立大学学則（新）	横浜市立大学学則（現）
<p>2 客員教員等について必要な事項は、別に定める。</p> <p>第12章 特別聴講学生、科目等履修生等 （特別聴講学生）</p> <p>第86条 他の大学又は外国の大学との協議に基づき、当該大学の学生を特別聴講学生として入学を許可し、大学が開設する授業科目を履修させることができる。</p> <p>2 特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。</p> <p>（科目等履修生）</p> <p>第87条 大学の学生以外の者で、大学が開設する授業科目を履修する志願者があるときは、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。</p> <p>2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。</p> <p>第13章 雑則</p> <p>第88条 この学則の改正は、教育研究審議会の意見を徴して行う。</p> <p>第89条 この学則の施行について必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 商学部、国際文化学部、理学部は、それぞれ平成17年3月31日に在学する学生が、在学しなくなる日において、廃止する。</p> <p>3 施行日の前日において商学部、国際文化学部、理学部に在学し、引き続き在学する者に係る卒業の要件、学位の授与及び授業科目については、なお従前</p>	<p>2 客員教員等について必要な事項は、学長が定める。</p> <p>（平3規則13・平14規則51・一部改正）</p> <p>第13章 雑則</p> <p>第55条 この学則の改正は、評議会の意見を徴して行う。</p> <p>第56条 この学則の施行について必要な事項は、学長が定める。</p> <p>付 則 この規則は、公布の日から施行し、昭和30年1月1日から適用する。</p> <p>付 則(昭和31年5月規則第41号) この規則は、公布の日から施行し、昭和31年4月1日から適用する。</p> <p>付 則(昭和31年9月規則第64号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則(昭和32年3月規則第16号) この規則は、昭和32年4月1日から施行する。</p> <p>付 則(昭和33年2月規則第6号)</p>

横浜市立大学学則（新）	横浜市立大学学則（現）
<p>の例による。</p> <p>4 施行日の前日において、商学部、国際文化学部、理学部及び医学部に在籍する研究生については、なお従前の例による。</p> <p>5 商学部長、国際文化学部長及び理学部長は、国際総合科学部長が兼任する。</p> <p>6 商学部教授会、国際文化学部教授会及び理学部教授会については、第75条の教授会及び第76条に定める代議員会による。</p>	<p>1 この規則は、公布の日から施行し、昭和33年4月1日に始まる学年についてから適用する。</p> <p>2 この規則施行の際、現に在学する者で、昭和33年3月31日までに改正前の文理学部医学進学課程に定められた単位を修得したものは、改正後の医学部進学課程に定める単位を修得したものとみなす。</p> <p>付 則（昭和33年4月規則第16号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（昭和34年12月規則第68号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（昭和35年10月規則第63号） 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。 2 昭和35年3月31日現在在学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>付 則（昭和36年3月規則第15号） この規則は、昭和36年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（昭和36年6月規則第41号）抄 （施行期日）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（昭和37年3月規則第27号） この規則は、昭和37年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（昭和37年7月規則第53号） この規則は、公布の日から施行し、昭和37年5月1日から適用する。</p> <p>付 則（昭和38年3月規則第24号） この規則は、昭和38年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（昭和41年9月規則第64号） この規則は、公布の日から施行し、昭和41年度入学に係る学生定員についてから適用する。</p> <p>付 則（昭和42年9月規則第72号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（昭和45年4月規則第49号） この規則は、昭和45年4月11日から施行する。</p>

横浜市立大学学則（新）	横浜市立大学学則（現）
	<p>付 則（昭和 46 年 3 月規則第 33 号） 抄 （施行期日）</p> <p>1 この規則は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則（昭和 48 年 4 月規則第 68 号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（昭和 49 年 3 月規則第 28 号） この規則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（昭和 50 年 6 月規則第 57 号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和 52 年 3 月規則第 21 号） この規則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（昭和 54 年 1 月規則第 1 号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の際現に在学する者の実習料の納付については、この規則による改正後の横浜市立大学学則第 16 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>附 則（昭和 55 年 3 月規則第 31 号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和 56 年 3 月規則第 40 号） この規則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（昭和 57 年 2 月規則第 10 号） この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（昭和 58 年 3 月規則第 42 号） 抄 （施行期日）</p> <p>1 この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行後一般教育委員会においてこの規則による改正後の横浜市立大学学則第 44 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する数を決定するまでの間に行われる一般教育委員会については、同号の規定を適用しない。</p> <p>附 則（昭和 59 年 3 月規則第 40 号）</p>

横浜市立大学学則（新）	横浜市立大学学則（現）
	<p>この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(昭和 60 年 12 月規則第 87 号)</p> <p>この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(昭和 62 年 3 月規則第 38 号)</p> <p>この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(昭和 62 年 3 月規則第 62 号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の横浜市立大学学則又は第 2 条の規定による改正前の横浜市立大学事務分掌規則の規定に基づき専任主幹、主幹、参事、局副主幹、副主幹又は主査の職に補せられている者は、別段の辞令又は命令が発せられるまでの間は、なお従前の例によりその職にあるものとする。</p> <p>3 この規則の施行の日から市長が定める日までの間については、前項に定める職に補することができるものとする。この場合においては、同項の規定を準用する。</p> <p>附 則(平成元年 3 月規則第 40 号)</p> <p>この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 3 年 3 月規則第 13 号)</p> <p>この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 3 年 7 月規則第 56 号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成 3 年 8 月規則第 70 号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成 4 年 3 月規則第 18 号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項の改正規定は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 5 年 3 月規則第 41 号)</p>

横浜市立大学学則（新）	横浜市立大学学則（現）
	<p>この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。  附 則(平成 6 年 1 月規則第 3 号)</p> <p>この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。  附 則(平成 7 年 3 月規則第 51 号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。  (経過措置)</p> <p>2 文理学部は、この規則による改正後の横浜市立大学学則(以下「新学則」という。)第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に当該学部 に在学する者が当該学部 に在学しなくなるまでの間存続するものとする。</p> <p>3 施行日の前日において文理学部 に在学し、引き続き当該学部 に在学する者に係る卒業の要件、学位の授与及び専門教育科目については、新学則第 30 条、第 32 条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>4 施行日の前日において医学部 に在学し、引き続き当該学部 に在学する者に係る修業年限の区分、学期及び休学期間の限度については、新学則第 3 条第 1 項ただし書、第 5 条ただし書及び第 10 条第 1 項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>附 則(平成 9 年 3 月規則第 23 号)</p> <p>この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。  附 則(平成 10 年 3 月規則第 23 号)</p> <p>この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。  附 則(平成 11 年 3 月規則第 20 号)</p> <p>この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。  附 則(平成 11 年 12 月規則第 112 号)</p> <p>この規則は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。  附 則(平成 13 年 9 月規則第 92 号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。  附 則(平成 14 年 3 月規則第 13 号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。  附 則(平成 14 年 5 月規則第 51 号)</p>

横浜市立大学学則（新）	横浜市立大学学則（現）
<p>別表 1（第 40 条）</p> <p>国際総合科学部</p> <p>総合講義 A、総合講義 B、教養ゼミ A、教養ゼミ B、Practical English、情報コミュニケーション科目、基礎科学講義 A、基礎科学講義 B、基礎科学講義共通広域科目、上級英語科目、外国語科目、実践科目</p> <p>別表 2（第 41 条）</p> <p>国際総合科学部</p> <p>人間論、現代哲学、現代社会論、心理学、文化人類学、現代日本社会、多文化社会論、地域社会形成論、人間社会論、福祉社会論、家族関係の社会学、高齢社会論、コミュニケーション論、情報社会論、発達心理学、現代教育論、地方自治と市民社会、社会調査法、現代思想、臨床心理学、社会教育学、社会思想、ナショナリズム論、ジェンダー分析の理論と方法、西洋思想、東洋思想、身体論、スポーツ文化論、図書館学・博物館学、宗教学、現代社会と技術、芸術社会論、音楽文化論、現代美術論、卒論演習、国際社会と政治、国際社会と法、国際社会と経済、言語学、歴史学、表象文化論、国際社会と地域、世界史、国際社会と開発、都市文化論、文化開発論、比較文化論、日本近代文化論、国際社会と人権、地球環境問題、東アジア社会、中国史、現代中国社会、現代韓国・朝鮮社会、東南アジア社会、アメリカ社会、ヨーロッパ社会、ヨーロッパ史、日本近現代史、中国の古典文化、映像文化論、演劇文化論、翻訳文化論、文芸批評論、漢字文化論、西洋言語文化、東洋文化、アメリカの文化と社会、イギリスの文化と社会、フランスの文化と社会、ドイツの文化と社会、ロシア・東欧の文化と社会、国際社会と平和、日本</p>	<p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成 15 年 3 月規則第 31 号）</p> <p>この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>別表（第 25 条）</p> <p>（平 7 規則 51・平 11 規則 20・一部改正）</p> <p>商学部</p> <p>経済学科</p> <p>（主要学科目）</p> <p>理論経済学、経済史、経済政策、財政学、統計学、産業論、社会政策、演習、外国書研究</p> <p>（関連学科目）</p> <p>商学、経営学、会計学、法学、社会学</p> <p>経営学科</p> <p>（主要学科目）</p> <p>経営学、経営史、経理管理論、企業論、商学、会計学、演習、外国書研究</p> <p>（関連学科目）</p> <p>経済学、法学、社会学</p> <p>医学部</p> <p>基礎医学講座</p> <p>解剖学、生理学、生化学、薬理学、病理学、細菌学、寄生虫学、衛生学、公衆衛生学、法医学</p> <p>臨床医学講座</p> <p>内科学、外科学、整形外科学、脳神経外科学、産婦人科学、小児科学、精神医学、皮膚科学、泌尿器科学、眼科学、耳鼻咽喉科学、放射線医学、口腔外科学、麻酔科学</p> <p>自由選択講座商学部、国際文化学部、理学部</p> <p>医史学、医事法制、薬効学、組織培養学</p> <p>国際文化学部</p> <p>国際関係学科</p> <p>国際関係史、国際政治論、平和研究、国際法、国際経済、国際協力論、交流社会設計、農業地理学、工業地理学</p>

横浜市立大学学則（新）	横浜市立大学学則（現）
<p>史、日本近代マスメディア論、日本表象文化史、日本の古典文化、中東社会、南アジア社会、ラテン・アメリカ社会、アフリカ社会、振動と波動、先端科学技術、ナノ物質創成概説、量子力学、周期表の科学、分子機能科学、マイクロ現象とその集合、先端科学序説、波動としての電子、自然科学ゼミ、企業技術体験、先端物性測定講義、シミュレーション実験、有機物質科学、無機物質科学、ナノ構造解析、電子物性、電磁気学、統計力学、光と物質の科学、超分子科学、分子構造科学、分子反応制御、物質機能科学、界面表面科学、先端物性測定講義、高分子科学、触媒科学、エネルギー変換、自然科学とベクトル解析、自然現象と複素数・留数、自然科学とフーリエ解析、物質創製実験、先端物性測定実習、特別研究、特別演習、代数学、解析学、環境生命フィールドワーク、バイオインフォマティクス、環境科学、極限環境生物学、分子細胞生物学、先端生命科学、環境生命科学入門、環境分析化学、細胞生物学、生化学、行動生物学、動物発生学、植物発生学、神経生物学、生殖生物学、遺伝学、植物環境応答学、資源生物利用学、生物工学、生態学、時間生物学、構造生物学、創薬科学、バイオ機器分析学、環境保全学、動物組織学、動物生理学、生物地理学、放射線生物学、再生生物工学、環境毒生物学、環境衛生学、神経化学、植物生理学、生物統計学（含確率・統計）、環境生命数理解析、加齢生物学、分子生物学、環境生命基礎実習、環境生命専門実習、多様体論、統計科学、公共選択論、行政法、財政学、地理情報システム論、産業経済論、雇用と社会、自治体法政策、産業とゲーム理論、公共経済学、不動産法、地方財政学、横浜都市経営論、環境法、都市・港湾経済学、経済政策、会計学原論、経営管理総論、株式会社簿記、経営戦略論、情報の経済学、国際会計論、財務管理論、マクロ経済学、民法（債権）、情報システム論、マイクロ経済学、会社法、マーケティング論、社会科学の</p>	<p>日本アジア文化学科 中国文学、日本語学、日本古典文学、日本現代文学、アジア文化論、漢文学、世界史、日本文化史、日本政治史、日本アジア関係史 欧米文化学科 ヨーロッパ現代思想、ヨーロッパ近代史、アメリカ文化史、イギリス文学、アメリカ文学、ドイツ文学、フランス文学、英語学、ドイツ語学、フランス語学 人間科学科 西洋哲学史、倫理学、認知心理学、精神保健学、教育心理学、人格心理学、社会教育学、学校教育学、社会調査、社会福祉論、文化人類学 理学部 要素科学科 量子力学、分子結合化学、物質要素論、固体科学、溶液科学、分子設計論、生体物質物性、生体要素論、磁気物質論、表面科学、分子分光學、固体電子論、要素科学専修実験、要素科学特別研究・演習 機能科学科 非平衡熱力学、非線形科学、散逸構造科学論、物質機能制御論、物質反応制御論、錯体反応制御論、分子反応制御論、分子機能制御論、細胞機能制御論、生体機能制御論、生体反応制御論、生物反応科学、有機反応科学、機能科学専修実験、機能科学特別研究・演習 環境理学科 植物環境生理、光分子科学、結晶構造変換論、光物質物性論、環境物質物性論、分子構造変換論、遺伝情報論、生体物質変換論、光エネルギー変換論、動物発生学、自然情報伝達論、人体環境適応論、環境理学専修実験、環境理学特別研究・演習 数理科学科 線形代数学、微分積分学、位相空間論、解析構造論、代数構造論、幾何構造論、数理解析学、統計科学、計算機科学、数理科学特別研究</p>

横浜市立大学学則（新）	横浜市立大学学則（現）
<p>方法、行政学、意思決定論、原価計算論、租税法、ベンチャービジネス論、民法（物権）、国際経済学、中小企業経営論、統計学（経済統計）、テクノロジーマネジメント、地域金融論、NPO会計論、流通チャネル論、景気循環論、経済成長論、経済法、計量経済学、倒産法、開発経済学、金融論、国際金融論、人事労務管理論、マネジメント思想の発展、管理会計論、国際ビジネスシステム論、手形小切手法、金融システム論、財務諸表分析、契約の経済学、知識経営論、税務会計論、連結財務諸表論、制度会計、証券市場論、監査論、組織行動論、ファイナンス理論、デジタル社会とネットワーク、企業システムの発展、コーポレートベンチャーリング論、</p> <p>教職に関する科目</p> <p>教師論、教育史・教育思想、教育心理学、教育制度論、教育課程研究、数学科教育法、理科教育法、英語科教育法、道徳教育論、教育課程論、特別活動論、生徒指導・進路指導論、教育相談、総合教育演習、教育実習の研究、教育実習</p> <p>医学部医学科</p> <p>【患者と医師】</p> <p>医の原則、医療における安全性への配慮と危機管理、コミュニケーションとチーム医療、課題探求・解決と論理的思考</p> <p>【医学英語】</p> <p>【基礎医学】</p> <p>個体の構成と機能、個体の反応、病因と病態</p> <p>【基礎医学実習】</p> <p>【臨床医学Ⅰ（器官系統別）】</p> <p>血液・造血器・リンパ系、神経系、皮膚系、運動器（筋骨格）系、循環器系、呼吸器系、消化器系、腎・尿路系、生殖機能、妊娠と分娩、乳房、内分泌・栄養・代謝系、眼・視覚系、耳鼻・咽喉・口腔系、精神系</p> <p>【臨床医学Ⅱ（感染・免疫・成育・加齢）】</p>	



### 横浜市立大学学則（新）

感染症、免疫・アレルギー疾患、物理・化学的因子による疾患、成長と発達、加齢と老化、人の死、死と法

#### 【診療入門】

症候・病態からのアプローチ、基本的診療知識、基本的診療技能

#### 【社会医学】

社会・環境と健康、疫学と予防医学、生活習慣と疾病、保健・医療・福祉と介護の制度、診療情報、臨床研究と医療

#### 【フリー・クォータ】

#### 【全科ローテーション】

#### 【総合講義】

#### 【臨床実習(クリニカル・クラークシップ)】

内科、外科、小児科、産科婦人科、精神科、救急医療、選択クラークシップ

#### 【選択科目】

医学教育学、医療安全学、ターミナル・ケア・死生学、医療倫理学、医事法制、生化学、分子細胞生物学、分子遺伝学、神経解剖学、統合生理学、臨床生理学、病理学、微生物学、薬理学、免疫学、臓器再生医学、リウマチ・血液・感染症内科学、呼吸器内科学、循環器内科学、腎・高血圧内科学、消化器内科学、内分泌・糖尿病内科学、神経内科学、一般外科学、心臓血管外科学、消化器外科学、移植外科学、臨床腫瘍学、整形外科学、脳神経外科学、精神科学、皮膚科学、泌尿器科学、眼科学、耳鼻咽喉科・頭頸部外科学、口腔外科学、産婦人科学、小児精神医学、小児科学、老年医学、放射線医学、麻酔科学、実践薬物療法学、高次救命医学、形成外科学、臨床検査医学、輸血医学、リハビリテーション医学、医療情報学、疫学、予防医学、法医学、臨床疫学

#### 医学部看護学科

生化学、栄養学、微生物学、薬理学、病態・治療学、臨床検査、人間発達学、社会福祉学、社会保障論、

### 横浜市立大学学則（現）

横浜市立大学学則（新）	横浜市立大学学則（現）
<p>保健福祉行政論、公衆衛生学、保健医療統計学、基礎看護学、基礎看護学臨地実習、</p> <p>成人看護学、成人看護学臨地実習、母性看護学、母性看護学</p> <p>臨地実習、小児看護学、小児看護学臨地実習、老年看護学、老年看護学臨地実習、精神看護学、精神看護学臨地実習、地域看護学、在宅看護論、地域看護学臨地実習、ケアマネジメント論、</p> <p>家族看護学、研究方法論</p>	